

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第35条に基づく性能向上計画認定に係る技術的審査料金

住宅	○一戸建ての住宅				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金（円・消費税別）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,000</td> </tr> </table>	料金（円・消費税別）	30,000		
料金（円・消費税別）					
30,000					
	○共同住宅等				
	戸数 n	料金（円・消費税別）			
住宅	住戸部	～2	$30,000 \times n$		
		3～20	$50,000 + (4,000 \times n)$		
		21～50	$60,000 + (3,000 \times n)$		
		51～100	$90,000 + (2,000 \times n)$		
		101～	別途見積		
	共用部	～2	70,000		
		3～20	80,000		
		21～50	90,000		
		51～100	100,000		
		100～	別途見積		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体の料金は、住戸部と共用部の料金の合計とします。 ・ 住宅性能評価と併願の場合の料金は半額とします。（一戸建ての住宅のみ10,000円） ・ 変更計画に係る料金は別途見積とします。 				
非住宅	料金（円・消費税別）				
	審査対象面積 A (㎡)	用途B ※1		用途B以外	
		標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
	$A \leq 500$	150,000	75,000	90,000	45,000
	$500 < A \leq 2,000$	200,000	120,000	140,000	70,000
	$2,000 < A \leq 5,000$	250,000	150,000	200,000	100,000
	$5,000 < A \leq 10,000$	300,000	200,000	250,000	125,000
	$10,000 < A \leq 30,000$	350,000	250,000	300,000	150,000
$30,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更計画に係る料金は別途見積とします。 				
住宅と非住宅の複合建築物		「住宅」と「非住宅」の料金の合計とします。			

※1

用途B（確認申請書第四面に記載される用途）	用途区分コード
図書館その他これに類するもの	8140
博物館その他これに類するもの	8150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
助産所	8190
児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	8210
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	8240
診療所（患者の収容施設のないものに限る）	8250
病院	8260
ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	8370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380
ホテル又は旅館	8400
映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
劇場、演芸場、映画館	8530
観覧場	8540
公会堂、集会場	8550
展示場	8560
ダンスホール	8590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗、その他これらに類するもの	8600